別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程,決定,実施 及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

- (1) 業務単位での保存期間満了時の措置
 - ① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の 措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の 右欄のとおりとする。

	事 項	業 務 の 区 分	保存期間満了時の措置	
法令	法令の制定又は改廃及びその経緯			
1	法律の制定又は	(1)立案の検討	移管	
	改廃及びその経	(2)法律案の審査		
	緯	(3)他の行政機関への協議		
		(4)閣議		
		(5)国会審議		
		(6)官報公示その他の公布		
		(7)解釈又は運用の基準の設定		
2	条約その他の国	(1)締結の検討	移管(経済協力関係等で定型	

	際約束の締結及	(2)余約条の番食	│化し, 重要性がないものは除 ├
	びその経緯	(3)閣議	< ₀)
		(4)国会審議	
		(5)締結	
		(6)官報公示その他の公布	
3	政令の制定又は	(1)立案の検討	移管
	改廃及びその経	(2)政令案の審査	
	緯	(3)意見公募手続	
		(4)他の行政機関への協議	
		(5)閣議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
4	省令その他の規	(1)立案の検討	移管
	則の制定又は改	(2)意見公募手続	_
	廃及びその経緯	(3)制定又は改廃	_
		(4)官報公示	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議 スは 5	, 関係行政機関の 了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	長で構成される会議又は省議(これら(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	に準ずるものを含む。)の決定 移管
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は	(1)予算に関する閣議の求め及び予算	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算 の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する 閣議の求め及び国会に対する答弁	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する 閣議の求め及び国会に対する答弁 その他の重要な経緯	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する 閣議の求め及び国会に対する答弁 その他の重要な経緯 (4)基本方針,基本計画又は白書その	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する 閣議の求め及び国会に対する答弁 その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する 閣議の求め及び国会に対する答弁 その他の重要な経緯 (4)基本方針,基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する 立案の検討及び閣議の求めその他 の重要な経緯(1の項から4の項	
スは	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲	
スは 5	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	移管
スは 5	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。) 関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討	移管
スは 5	了解及びその経緯 閣議の決定又は 了解及びその経緯 なで構成される	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。) 関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の	移管

	同じ。)の決定又		
	は了解及びその		
	経緯		
7	省議(これに準	省議の決定又は了解に関する立案の	移管
	ずるものを含む。	検討その他の重要な経緯	
	この項において		
	同じ。)の決定又		
	は了解及びその		
	経緯		
複数	の行政機関による	申合せ又は他の行政機関若しくは地方	公共団体に対して示す基準の
設定	及びその経緯		
8	複数の行政機関	複数の行政機関による申合せに関す	移管
	による申合せ及	る立案の検討及び他の行政機関への	
	びその経緯	協議その他の重要な経緯	
9	他の行政機関に	基準の設定に関する立案の検討その	移管
	対して示す基準	他の重要な経緯	
	の設定及びその		
	経緯		
10	地方公共団体に	基準の設定に関する立案の検討その	移管
	対して示す基準	他の重要な経緯	
	の設定及びその		
	経緯		
個人	又は法人の権利義	務の得喪及びその経緯	
11	個人の権利義務	(1)行政手続法第2条第8号ロの審査	移管
	の得喪及びその	基準、同号ハの処分基準、同号ニ	
	経緯	の行政指導指針及び同法第6条の	
		標準的な期間に関する立案の検討	
		その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ以外
			は廃棄。以下同じ。)
			・国籍に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)補助金等の交付に関する重要な経	以下について移管
		緯	・補助金等の交付の要件
			に関する文書
		(5)不服申立てに関する審議会等にお	以下について移管
	•	ける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の

			政策立案等に大きな影
			響を与えた事件に関す
			るもの
			・審議会等の裁決等につ
			いて年度ごとに取りま
			とめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴	以下について移管
		訟の提起その他の訴訟に関する	・法令の解釈やその後の
		重要な経緯	政策立案等に大きな影
			響を与えた事件に関す
			るもの
12	法人の権利義務	(1)行政手続法第2条第8号口の審査	移管
	の得喪及びその	基準,同号ハの処分基準,同号ニ	
	経緯	の行政指導指針及び同法第6条の	
		標準的な期間に関する立案の検討	
		その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管
			•運輸,郵便,電気通信
			事業その他の特に重要
			な公益事業に関するも
			Ø
			・公益法人等の設立・廃
			止等,指導・監督等に
			関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)補助金等の交付(地方公共団体に	以下について移管
		対する交付を含む。)に関する	・補助金等の交付の要件
		重要な経緯	に関する文書
		(5)不服申立てに関する審議会等にお	以下について移管
		ける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の
			政策立案等に大きな影
			響を与えた事件に関す
			るもの
			・審議会等の裁決等につ
			いて年度ごとに取りま
			とめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴	以下について移管
•			

		訟の提起その他の訴訟に関する	・法令の解釈やその後の
		重要な経緯	政策立案等に大きな影
			響を与えた事件に関す
			るもの
職員	の人事に関する事	項	
13	職員の人事に関	(1)人事評価実施規程の制定又は変更	廃棄
	する事項	及びその経緯	※別表第1の備考2に掲げる
		(2)職員の研修の実施に関する計画の	ものも同様とする。
		立案の検討その他の職員の研修に	(ただし,閣議等に関わるも
		関する重要な経緯	のについては移管)
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な	
		経緯	
		(4)退職手当の支給に関する重要な経	
		緯	
その	他の事項		
14	告示, 訓令及び	(1)告示の立案の検討その他の重要な	廃棄
	通達の制定又	経緯(1の項から13の項までに	
	は改廃及びそ	掲げるものを除く。)	
	の経緯	(2)訓令及び通達の立案の検討その他	以下について移管
		の重要な経緯(1の項から13の	・行政文書管理規則その
		項までに掲げるものを除く。)	他の重要な訓令及び通
			達の制定又は改廃のた
			めの決裁文書
15	予算及び決算に	(1)歳入,歳出,継続費,繰越明許費	以下について移管
	関する事項	及び国庫債務負担行為の見積に	・財政法第17条第2項の
		関する書類の作製その他の予算	規定による歳入歳出等
		に関する重要な経緯(5の項(1)	見積書類の作製の基礎
		及び(4)に掲げるものを除く。)	となった方針及び意思
			決定その他の重要な経
			緯が記録された文書(則
			務大臣に送付した歳入
			歳出等見積書類を含
			む。)
			・財政法第20条第2項の
			予定経費要求書等の作
			製の基礎となった方針
			及び意思決定その他の

重要な経緯が記録され た文書(財務大臣に送 付した予定経費要求書 等を含む。)

・上記のほか、行政機関 における予算に関する 重要な経緯が記録され た文書

(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに 国の債務に関する計算書の作製 その他の決算に関する重要な経 緯(5の項(2)及び(4)に掲げるも のを除く。)

以下について移管

- ・財政法第37条第3項の 規定による継続費決算 報告書の作製の基礎と なった方針及び意思決 定その他の重要な経 が記録された文書(財 務大臣に送付した継続 費決算報告書を含む。)
- ・財政法第35条第2項の 規定による予備費に係 る調書の作製の基礎と なった方針及び意思決 定その他の重要な経 が記録された文書(財 務大臣に送付した予備 費に係る調書を含む。)

			┃・上記のほか、行政機関 ┃
			における決算に関する
			重要な経緯が記録された文書
		 (3)契約に関する重要な経緯(本	以下について移管
		項(2)に掲げるものを除く。)	・行政機関における決算
			に関する重要な経緯が
			記録された文書
16	機構及び定員に	機構及び定員の要求に関する重要な	移管
	 関する事項	経緯	
17	独立行政法人等	(1)独立行政法人通則法その他の法律	移管
	に関する事項	の規定による中期目標(独立行政	
		 法人通則法第2条第3項に規定す	
		 る国立研究開発法人にあっては中	
		 長期目標, 同条第4項に規定する	
		 行政執行法人にあっては年度目標)	
		の制定又は変更に関する立案の検	
		討その他の重要な経緯	
		(2)独立行政法人通則法その他の法律	
		の規定による報告及び検査その他	
		の指導監督に関する重要な経緯	
18	政策評価に関す	政策評価法第6条の基本計画の立案	移管
	る事項	の検討,政策評価法第10条第1項の	
		評価書の作成その他の政策評価の実	
		施に関する重要な経緯	
19	公共事業の実施	直轄事業として実施される公共事業	以下について移管
	に関する事項	の事業計画の立案に関する検討,	・総事業費が特に大規模
		関係者との協議又は調整及び事	な事業(例:100億円以
		業の施工その他の重要な経緯	上)については、事業
			計画の立案に関する検
			討,環境影響評価,事
			業完了報告、評価書そ
			の他の重要なもの
			・総事業費が大規模な事
			業(例:10億円以上)
			については,事業計画
			の立案に関する検討,
			· ·

ĺ	I	1	│ 事業完了報告,評価書 │
			その他の特に重要なも
			o o
			・工事誌
20	栄典又は表彰に	 栄典又は表彰の授与又ははく奪の重	以下について移管
	関する事項	要な経緯(5の項(4)に掲げるも	・栄典制度の創設・改廃
		のを除く。)	に関するもの
			・叙位・叙勲・褒章の選
			考・決定に関するもの
			・国民栄誉賞等特に重要
			な大臣表彰に係るもの
			・国外の著名な表彰の授
			与に関するもの
21	日会なが定議会	(1)国合憲議(1の項から20の項目で	
21		(1)国会審議(1の項から20の項まで	以下について移管
	等における審	に掲げるものを除く。) 	・大臣の演説に関するも
	議等に関する		0
	事項		・会期ごとに作成される
			想定問答
		(2)審議会等(1の項から20の項まで 	移管(部会、小委員会等を含
		に掲げるものを除く。)	む。専門的知識を有する者等
			を構成員とする懇談会その他
			の会合に関するものを除く。
			以下について移管
			・審議会その他の合議制の機
			関に関するもの(部会、小委
			員会等を含む。)
22	文書の管理等に	文書の管理等	廃棄
	関する事項		以下について移管
			・移管・廃棄簿
23	国有財産に関す	国有財産の管理及び処分に関するこ	廃棄
	る事項	ح	
24	監査・監察に関	監査・監察に関する重要な経緯	廃棄
	する事項		
		 東頂に後ろ展山の立ま竿の目は例	

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事 項	歴 史 公 文 書 等 の 具 体 例
各行政機関において実施・運用し	• 基本計画
ている制度(例:政策評価,	・年間実績報告書等
情報公開, 予算·決算, 補助	・施行状況調査・実態状況調査
金等,機構·定員,人事管理,	・意見・勧告
統計等)について、制度を所	・その他これらに準ずるもの
管する行政機関による当該制	
度の運用状況の把握等の業務	
に関する項目	
国際会議	・国際機関(IMF, ILO, WHO等)に関する会議,又は閣僚
	が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行
	われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果
	等に関する文書
	・国際機関(IMF,ILO,WHO等)に関する会議又は閣僚が
	出席した会議等であって,重要な国際的意思決定が
	行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結
	果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助,国際緊急援助の基本的な方針,計画,
	実施及び評価に関する文書
	・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書
	・一般統計調査の調査報告書
その他その他の事項	・年次報告書
	・広報資料
	・大臣記者会見録
	・大臣等の事務引継書

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連,オウム真理教対策,病原性大腸菌O157対策,東日本大 震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革,情報公開法制定,不良債権処理関連施策,公文書管理法関連,天

皇の退位等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策,サッカーワールドカップ日韓共催,2020年東京オリンピック・パラリンピック等

- ② 総括文書管理者は甲府地方検察庁における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。
- ③ 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

③ 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【II】【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

- (4) (1)から(3)に記載のない文書
 - (1)から(3)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(5) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管する こととする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。